

広島県告示第五百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十五年八月一日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年七月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

矢野安浦線

三 道路の区域

| 区 間 | | 新旧 の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|--|--|----------|------------------|------------------|----------------------------------|
| 東広島市黒瀬町津江字上松ケ原八三三番一地 先から 東広島市黒瀬町津江字上松ケ原八三三番二地 先まで | | 新 | 一八・〇〇〇 四〇・九〇〇 | 一一五・五〇 | 幅員減少 不用物件延長 一一〇・五〇 メートル |
| | | 旧 | 二〇・〇〇〇 四六・〇〇〇 | 一一五・五〇 | |